

改正 2015年3月28日

2017年2月25日

(目的)

第1条 この規程は、同志社大学（以下「本学」という。）が適正に公的研究費を運営・管理するうえで必要な事項を明確にすることを目的とする。

(準拠)

第2条 本学における公的研究費の運営・管理は、文部科学大臣決定の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（以下「ガイドライン」という。）に準拠し、この規程及び学内関係諸規程の定めによるものとする。

(適用)

第3条 この規程における公的研究費は、次の各号に定めるものを対象とする。

(1) ガイドラインの適用対象となっている公的研究費

(2) 前号に規定するもののほか、国、各省庁が所管する独立行政法人、地方公共団体等が配分機関となり、特定の教育研究活動に対して配分される公的資金

(公的研究費の運営・管理体制)

第4条 本学における公的研究費の運営・管理体制は、学長の下に置く次の組織により構成する。

(1) 総務部、財務部及び施設部

(2) 学部、研究科、研究所、館、センター、国際教育インスティテュート等（以下「学部・研究科等」という。）

(3) 倫理審査室

(4) 研究開発推進機構及びその他公的研究費の予算管理・事業実施を取り扱う組織

2 前項第1号に規定する組織は、同志社大学会計等職務の権限に関する規程第3条第3項の定めに基づき、それぞれの業務を運営・管理する。

3 第1項第2号に規定する組織は、所属する教員及び研究員のコンプライアンス教育推進を運営・管理する。

4 第1項第3号に規定する組織は、同志社大学における違反行為等への対応に関する規程第3条の定めに基づき、研究不正に係る申し立て等の窓口となるほか、防止計画推進部署として不正防止計画の推進を運営・管理し、モニタリングを実施する。

5 第1項第4号に規定する組織は、予算管理及び事業実施を運営・管理するとともに使用に関するルール等についての機関内外からの相談を受け付ける。

(公的研究費の運営・管理の責任体系)

第5条 学長は、最高管理責任者として公的研究費の運営・管理について最終責任を負う。

2 研究開発推進機構長を兼任する副学長は、統括管理責任者として最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について統括する責任を負う。

3 学部・研究科等の長は、コンプライアンス推進責任者として所属する教員及び研究員の公的研究費の運営・管理について責任を負う。コンプライアンス推進責任者は、必要に応じてコンプライアンス推進責任者の補佐のため、主任等をコンプライアンス推進副責任者とすることができる。

4 学部・研究科等に係る課・事務室の課長・事務長は、コンプライアンス推進副責任者として、公的研究費の運営・管理に係る事務を取り扱う。

(重要事項の審議)

第6条 公的研究費の運営・管理に関する重要事項は、部長会で審議する。

(コンプライアンス教育の実施)

第7条 以下の各号に掲げる者は、公的研究費の運営・管理の関係者（以下「関係者」という。）として、常に適正な公的研究費の運営・管理を心がけなければならない。

(1) 「科学研究費助成事業の応募資格に関するガイドライン」に基づき応募資格を認める者

(2) 公的研究費による研究活動に関わる本学学生

(3) 公的研究費の運営・管理体制及び責任体系に関わる者

- 2 最高管理責任者は、公的研究費の運営・管理の責任体系の下、関係者に対してコンプライアンス教育を実施する。
- 3 第1項第1号及び第2号に定める者のコンプライアンス教育は、同志社大学研究倫理委員会が同志社大学研究倫理規準第14条第1項に基づき実施する倫理教育の一部として、また第3号に定める者のコンプライアンス教育は、同志社大学倫理審査委員会が同志社大学倫理審査委員会規程第2条第1号に基づき実施する研修の一環として行うものとする。
- 4 関係者は、コンプライアンス教育を受講しなければならない。
- 5 関係者は、コンプライアンス教育の内容を理解したうえで、毎年度確認書を提出し、本学において適正な公的研究費の運営・管理を推進することを確約しなければならない。
- 6 関係者は、前項に定める確認書を提出することにより、はじめて公的研究費の運営・管理を行うことができる。
- 7 コンプライアンス推進責任者は、第1項第1号及び第2号に定める者の、また統括管理責任者は、第1項第3号に定める者のコンプライアンス教育の受講状況及び確認書の提出状況を管理しなければならない。
- 8 確認書の様式は、別に定める。

(事務)

第8条 この規程に関する事務は、研究開発推進機構研究支援課が取り扱う。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、部長会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、2017年4月1日から施行する。